

## 市第123号議案 横浜市建築基準条例の一部改正

### 1 趣旨

建築物分野の省エネ対策の徹底、二酸化炭素の吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与するために、建築基準法の改正が令和4年6月17日に公布されました。また、政令の改正が令和5年9月13日に公布され、改正法の施行日と同日の令和6年4月1日に施行されます。

そこで、法令改正を横浜市建築基準条例（以下「条例」という）に反映するために条例を改正します。

### 2 条例改正の概要

法令の改正では、大規模建築物における部分的な木造化の促進を目的とし、現行では、壁、柱、床など全ての主要構造部に例外なく一律の耐火性能を要求していたところ、防火上、他と区画された範囲の木造化を可能とするため、「主要構造部<sup>※1</sup>」の一部に、「特定主要構造部<sup>※2</sup>」という新たな定義が設けられるなどの改正が行われました。

条例によって建築物に求める制限については、新たな法令の趣旨を踏まえて、主要構造部の全てを対象とするのか、特定主要構造部に限って対象とするのかの整理が必要となります。しかし、現段階では国から定義の詳細が示されていないため、それまでの間、条例で引用する政令の規定を「旧令」とする改正を行います。

今後、法令改正に関連する「国土交通大臣が定めた構造方法」が公布され次第、必要な条例改正を行います。

※1 主要構造部…防火上主要な部分を一括して、「壁、柱、床、はり、屋根又は屋根」と法律で定められている

※2 特定主要構造部…主要構造部のうち、火災時に倒壊などに影響のある部分

### 3 施行日

令和6年4月1日（法令の施行日）